而シテ要求条項ノ申込ト共ニ示威運動、示
威的罷業。又ハ怠業。ヲ為スモノト其ノ要求ノ
拒絶セル若クハ不利ナル回答ヲ得テ不満ノ結
果罷業スル場合トアリ其ノ実際ニ当ルニ
前者ノ場合ハ極メテ少数ニシテ普通ハ主トシテ
後者ノ場合ニ属ス

三、怠業者ノ対策。

四、罷業ニ際シ資本主側ニオイテハ常ニ工場ノ閉鎖
シ或ハ主謀者及煽動者ト認ムベキモノヲ解雇。
シ是ニ対抗スルコトアリ然レドモ資本主側相謀
リテ同盟解雇。ノ方策ニ出テタル事例ハ未タ聞
テナシ

但シ大正十年青森北海道空知炭礦外
七ケ処ノ礦主相謀リテ友愛会ノ煽動ニ依ル